

掛川市条例第30号

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例（平成28年掛川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則の次に別表を加える改正規定中別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 税 額 等 に よ る 階 層 区 分 | | 幼稚園保育料の額（月額） |
|---------------------|---|----------------------|
| 第1 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 0円 |
| 第2 | 市民税非課税世帯（第1階層を除く。） | 1,000円 |
| 第3 | 市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。） | 2,000円 |
| 第4 | 市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。） | 1円以上16,200円未満 |
| 第5 | | 16,200円以上32,400円未満 |
| 第6 | | 32,400円以上48,600円未満 |
| 第7 | | 48,600円以上77,101円未満 |
| 第8 | | 77,101円以上145,000円未満 |
| 第9 | | 145,000円以上211,200円未満 |
| 第10 | | 211,200円以上301,000円未満 |
| 第11 | | 301,000円以上397,000円未満 |
| 第12 | | 397,000円以上 |

備考

- この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 幼稚園保育料の額は、当該年度（4月から8月までの分については、前年度）の市民税の額から算定するものとする。
- 第2階層から第7階層までのいずれかに該当する世帯に特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。

以下同じ。)が2人以上いる場合における幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

| | |
|----------------------------------|----------------------------|
| ア 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、最年長者に該当する園児 | 幼稚園保育料の額の月額 |
| イ 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、次年長者に該当する園児 | 幼稚園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額 |
| ウ その他の園児 | 0円 |

4 園児の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等に該当する園児に係る幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、最年長者に該当する園児にあつては次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とし、最年長者以外の園児にあつては無料とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に入所児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると教育委員会が認めた世帯

| 階層区分 | 幼稚園保育料の金額 |
|------|-----------|
| 第2 | 0円 |
| 第3 | 0円 |
| 第4 | 3,000円 |
| 第5 | 3,500円 |
| 第6 | 4,000円 |
| 第7 | 5,500円 |

5 第8階層から第12階層までのいずれかに該当する世帯に園児が2人以上いる場合又は低学年児（次の各号のいずれかに該当する児童をいう。）がいる場合における当該園児に係る幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

- (1) 小学校1年から3年までの学年に在籍する児童
- (2) 小学校に就学しておらず、又は特別支援学校小学部に在籍している児童のうち、6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

| | | |
|--------------------------------|---------------------|--|
| ア 低学年児を有する世帯 | (ア) 1人の低学年児を有する世帯 | 最年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額 |
| | | 最年長以外の園児については、0円 |
| | (イ) 2人以上の低学年児を有する世帯 | 0円 |
| イ 低学年児を有しない世帯のうち、2人以上の園児を有する世帯 | | 最年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額 |
| | | 次年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額 |
| | | その他の園児については、0円 |

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を加える。

附則第2項に見出しとして「（適用区分）」を加える。

附則第3項を次のように改める。

（経過措置）

- 3 平成28年度から平成31年度までの年度分の幼稚園保育料の額は、新条例別表（備考1及び備考

2以外の部分に限る。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 平成28年度 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

| 税 額 等 に よ る 階 層 区 分 | | 幼稚園保育料の額 (月額) | |
|---------------------|---|--------------------|--------|
| 第1 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯 | 0円 | |
| 第2 | 市民税非課税世帯(第1階層を除く。) | 1,000円 | |
| 第3 | 市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯(第1階層を除く。) | 2,000円 | |
| 第4 | 市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯(第1階層を除く。) | 1円以上16,200円未満 | 6,000円 |
| 第5 | | 16,200円以上77,101円未満 | 7,000円 |
| 第6 | | 77,101円以上 | 8,000円 |

(2) 平成29年度 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

| 税 額 等 に よ る 階 層 区 分 | | 幼稚園保育料の額 (月額) | |
|---------------------|---|---------------------|---------|
| 第1 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯 | 0円 | |
| 第2 | 市民税非課税世帯(第1階層を除く。) | 1,000円 | |
| 第3 | 市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯(第1階層を除く。) | 2,000円 | |
| 第4 | 市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯(第1階層を除く。) | 1円以上16,200円未満 | 6,000円 |
| 第5 | | 16,200円以上32,400円未満 | 7,000円 |
| 第6 | | 32,400円以上77,101円未満 | 8,000円 |
| 第7 | | 77,101円以上145,000円未満 | 9,000円 |
| 第8 | | 145,000円以上 | 10,000円 |

(3) 平成30年度 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

| 税 額 等 に よ る 階 層 区 分 | | 幼稚園保育料の額（月額） | |
|---------------------|---|---------------------|---------|
| 第1 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 0円 | |
| 第2 | 市民税非課税世帯（第1階層を除く。） | 1,000円 | |
| 第3 | 市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。） | 2,000円 | |
| 第4 | 市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。） | 1円以上16,200円未満 | 6,000円 |
| 第5 | | 16,200円以上32,400円未満 | 7,000円 |
| 第6 | | 32,400円以上48,600円未満 | 8,000円 |
| 第7 | | 48,600円以上77,101円未満 | 9,000円 |
| 第8 | | 77,101円以上145,000円未満 | 10,000円 |
| 第9 | | 145,000円以上 | 12,000円 |

(4) 平成31年度 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

| 税 額 等 に よ る 階 層 区 分 | | 幼稚園保育料の額（月額） | |
|---------------------|---|----------------------|---------|
| 第1 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 0円 | |
| 第2 | 市民税非課税世帯（第1階層を除く。） | 1,000円 | |
| 第3 | 市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。） | 2,000円 | |
| 第4 | 市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。） | 1円以上16,200円未満 | 6,000円 |
| 第5 | | 16,200円以上32,400円未満 | 7,000円 |
| 第6 | | 32,400円以上48,600円未満 | 8,000円 |
| 第7 | | 48,600円以上77,101円未満 | 10,000円 |
| 第8 | | 77,101円以上145,000円未満 | 11,000円 |
| 第9 | | 145,000円以上211,200円未満 | 13,000円 |
| 第10 | | 211,200円以上 | 14,000円 |

附則に次の3項を加える。

4 園児の属する世帯が新条例別表備考4に規定する世帯に該当する場合における平成28年度から平成31年度までの年度分の幼稚園保育料の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 平成28年度 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

| 階層区分 | 幼稚園保育料の金額 |
|------|-----------|
| 第2 | 0円 |
| 第3 | 0円 |
| 第4 | 3,000円 |
| 第5 | 3,500円 |

(2) 平成29年度 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

| 階層区分 | 幼稚園保育料の金額 |
|------|-----------|
| 第2 | 0円 |
| 第3 | 0円 |
| 第4 | 3,000円 |
| 第5 | 3,500円 |
| 第6 | 4,000円 |

(3) 平成30年度 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

| 階層区分 | 幼稚園保育料の金額 |
|------|-----------|
| 第2 | 0円 |
| 第3 | 0円 |
| 第4 | 3,000円 |
| 第5 | 3,500円 |
| 第6 | 4,000円 |
| 第7 | 4,500円 |

(4) 平成31年度 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

| 階層区分 | 幼稚園保育料の金額 |
|------|-----------|
| 第2 | 0円 |
| 第3 | 0円 |
| 第4 | 3,000円 |
| 第5 | 3,500円 |
| 第6 | 4,000円 |
| 第7 | 5,000円 |

- 5 前2項の規定に基づき、平成28年度及び平成29年度分の幼稚園保育料の額を計算する場合における新条例別表備考3の規定の適用については、同表備考3中「第7階層まで」とあるのは、平成28年度にあつては「第5階層まで」と、平成29年度にあつては「第6階層まで」とする。
- 6 第3項及び第4項の規定に基づき、平成28年度から平成31年度までの年度分の幼稚園保育料の額を計算する場合における新条例別表備考5の規定の適用については、同表備考5中「第8階層から第12階層まで」とあるのは、平成28年度にあつては「第6階層」と、平成29年度にあつては「第7階層及び第8階層」と、平成30年度にあつては「第8階層及び第9階層」と、平成31年度にあつては「第8階層から第10階層まで」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

